

職業家庭両立推進者、短時間雇用管理者 機会均等推進責任者をご選任ください！

厚生労働省では、それぞれの企業や事業所において、育児・介護休業法、パートタイム労働法、男女雇用機会均等法に沿った雇用管理が確保されるよう、その取組について責任を持って対応していただく方（例えば、人事労務管理の方針決定に携わる人事労務担当部課長以上の方）を職業家庭両立推進者等としてご選任いただくよう、呼びかけています。

ご選任いただいた職業家庭両立推進者等の方には、都道府県労働局雇用均等室から、随時関係法令に関する最新情報やセミナーのご案内などをお送りしておりますので、是非ご選任ください。

* 機会均等推進責任者の方には、メールマガジン配信サービスも行っています。

詳しくは → <http://kintou.mhlw.go.jp/>

	職業家庭両立推進者	短時間雇用管理者	機会均等推進責任者
関係法	育児・介護休業法 (法第 29 条 選任は努力義務)	パートタイム労働法 (法第 15 条 選任は努力義務)	男女雇用機会均等法
選任対象事業所	本社たる事業所	常時 10 人以上の短時間労働者を雇用する事業所	従業員 30 人以上の事業所 (ただし、これ以下の規模の事業所でもご選任いただいて差し支えありません。)
主な職務	1 育児・介護休業法に基づき事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図る。 2 企業全体の雇用管理方針の中で労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るための取組を企画し、実施する。	1 パートタイム労働法や指針に定められている事項等パートタイム労働者の雇用管理改善について事業主の指示に従い必要な措置を検討し、実施する。 2 パートタイム労働者の労働条件等について、パートタイム労働者の相談に応じる。	1 性差別の禁止、職場におけるセクシュアルハラスメントの防止及び母性健康管理など関係法令の遵守のために必要な措置を検討し、実施する。 2 女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進方策について検討し、取組が着実に実施されるよう促す。

「職業家庭両立推進者」・「短時間雇用管理者」・「機会均等推進責任者」の選任・変更届

北海道労働局長 殿

平成 年 月 日

フリガナ
事業所名

フリガナ
代表者職・氏名

この度、当事業所では、下記の者を選任・変更いたしますので報告します。

下記の表の太線枠内に、もれなくお書き下さい。

郵便番号	TEL	FAX	
所在地			下記に○してください 本社・支社
本社所在地			
主な事業内容（できるだけ詳しく書いて下さい）			
	女	男	計
常用労働者数	人	人	人
うち正社員数	人	人	人
うち短時間労働者数	人	人	人
計	人	人	人
	フリガナ 役職名	フリガナ 氏名	下記に○してください
職業家庭両立推進者			選任・変更
短時間雇用管理者			選任・変更
機会均等推進責任者			選任・変更

職業家庭両立推進者等を選任・変更した場合は、この選任・変更届を労働局雇用均等室あて提出して下さい。（郵送又はFAXで受け付けています。）

*なお、選任・変更届の控えをとり、貴事業所における選任者がわかるようにして下さい。

北海道労働局雇用均等室 〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目

札幌第1合同庁舎 3F

TEL 011-709-2715 FAX 011-709-8786

下記へは記入しないで下さい。

システム台帳入力 済